

## <報道発表資料>

令和6年8月23日

### 職員の懲戒処分について

#### 1 事件の概要

当該職員は、在籍していた河川砂防課において、令和4年8月に「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づく許可業務」について、令和4年11月に「委託業務に係る完了検査結果及び委託業務成績評価結果通知」について、決裁を受けずに有印公文書を偽造し、行使した。

また、令和4年3月、誤って無関係の決裁文書を用いて公印を押印する、不適正な事務処理を行った。

#### 2 処分の内容

対象職員 県土整備政策課 主任  
山下 克（やました まさる）（32歳）男性

処分内容 免職

処分年月日 令和6年8月23日（金）

処分理由 当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つけるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。

#### 3 管理監督者の処分

部下職員のごうした行為を防止できなかったことは、結果として管理監督者としての責任を十分に果たしていなかったと認められることから、処分を行った。

【所属・職名】	【年齢】	【性別】	【処分内容】
前 河川砂防課 副課長	53歳	男性	訓告
元 河川砂防課 主幹級職員	52歳	男性	訓告
前 河川砂防課 主幹級職員	49歳	男性	訓告
前 河川砂防課 主査級職員	40歳	男性	訓告

#### 4 問い合わせ先

##### (1) 職員の懲戒処分について

○ 総務部人事課 人事管理担当 白田・細野  
直通048-830-2428 内線2429・2424

##### (2) 不正な事務処理について

○ 県土整備部県土整備政策課 職員担当 塩濱・中野  
直通048-830-5259 内線5267